

昭和四十五年人事院規則九一五五

人事院規則九一五五（特地勤務手当等）

人事院は、一般職の職員に給与に関する法律及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、特地勤務手当等に関し次の人事院規則を制定する。

人事院規則九一五五（昭和四十五年五月一日適用）

（特地官署）

第一条 給与法第十三条の二第一項に規定する官署（以下「特地官署」という。）は、別表に掲げる官署及び臨時的に置かれる官署で別に人事院が定めるものとする。

（特地勤務手当の月額）

第二条 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表の級別区分（前条の人事院が定める官署にあつては、人事院が定める当該官署の級別区分）に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

六級地 百分の二十五
五級地 百分の二十
四級地 百分の十六
三級地 百分の十二
二級地 百分の八
一級地 百分の四

2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額とする。

一 職員が特地官署に勤務することとなつた場合
その勤務することとなつた日（職員がその日前一年以内に当該官署に勤務していた場合（人事院が定める場合に限る。）には、その日（人事院が定める日））

二 職員が特地官署以外の官署に勤務することとなつた場合において、その勤務することとなつた日後に当該官署が特地官署に該当することとなつたとき
その該当することとなつた日

三 第一号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地官署の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該官署が当該移転後も引き続き特地官署に該当するとき
当該官署の移転の日

3

次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員
同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る俸給及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十六号）の施行の日における同法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合」とする。

二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十月三十一日までの間にある職員
同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る俸給及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十一号）の施行の日における同法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合」とする。

三 前項各号に定める日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員
同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る俸給及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第十三号）の施行の日における同法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合」とする。

四 前項各号に定める日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員
（その日に平成二十一年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）
前項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「係る俸給について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）以下この項において「給与改定特例法」という。）の施行の日における給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定及び給与改定特例法第五条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（平成十七年法律第十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

五 前項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員
（その日に平成二十二年減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）
前項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「係る俸給について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）以下この項において「平成二十二年改正法」という。）の施行の日における平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定及び平成二十一年改正法第八条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

4

次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの
同項中「受けていた俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月額を同日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に育児休業法第七條（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額並びに」とする。

六

前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から平成二十四年二月二十九日までの間にある職員（その日に平成二十三年減額改定対象職員（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二十二号）附則第六條第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）
前項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「係る俸給について国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二十二号）以下この項において「給与改定特例法」という。）の施行の日における給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定及び給与改定特例法第五条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（平成十七年法律第十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

二

育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの
同項（前項第一号から第三号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」とあるのは、「俸給の月額に育児休業法第十七條（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの
同項中「受けていた俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月額を同日における育児休業法第十七條（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額並びに」とする。

三

育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの
同項中「受けていた俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月額を同日における育児休業法第十七條（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額並びに」とする。

[illegible]

定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(特
地
勤
務
手
当
を
支
給
し
な
い
期
間)

二条の二 次に掲げる官署に勤務する職員には、毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間は、特勤勤務手当を支給しない。

一 別表の二の表に掲げる官署

二 第一条の人事院が定める官署のうち人事院が定めるもの

(特)地勤務手当と地域手当との調整

三條 規則九一四九（地域手当）別表第一に掲げる地域に所在する特地官署に勤務する職員（前条の規定により特地勤務手当を支給されない職員を除く。）には、給与法第十一条の三の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

(特)地勤務手当に準ずる手当

四条 給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が官署を異にする異動又は官署の移転（以下「異動等」という。）に伴つて住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年（当該異

動等の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、六年）に達する日をもつて終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わる。

一職員が特地官署若しくは人事院が指定するこれらに準ずる官署（以下「準特地官署」という。）以外の官署に異動した場合又は職員^{（一）}の在勤する官署が移転等のため、特地官署若しくは準特地官署に該当しないこととなつた

場合 当該異動又は移転等の日の前日

二 職員が他の特地区官署若しくは準特地区官署に

異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合

合又は職員の在勤する官署が移転し、当該移

転に伴つて職員が住居を移転した場合（当該

官署が引き続き特地区官署又は準特地区官署に該

当する場合に限る。）住居の移転の日の前日

給与法第十四条第一項の規定による特地勤務

手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異

動又は官署の移転の日（職員が当該異動により

その日前一年以内に在勤していた官署に勤務す

ることとなつた場合（人事院が定める場合に限

る。）には、その日前の人事院が定める日。以

期間等の区分	官署の特地			支給割合
	六級地から 三級地まで	二級地又は 一級地	百分の四	
興動等の日から起算して四年に達した 後から五年に達するまでの間	百分の四	百分の五	百分の四	
興動等の日から起算して五年に達した 後	百分の四	百分の五	百分の四	
備考 第二条の二各号に掲げる官署のうち第四 号第一号に掲げる官署以外の官署に在勤する職 員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適 用については、当該官署を準特地方官署とみなす。				
一次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の 適用については、当該各号に定めるところによ る。				
一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、給与方法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの。前項中「受けていた俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月額と同項に規定する異動又は官署の移転の日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。				
二 育児短時間勤務職員等であつて、給与方法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの。前項中「俸給及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「俸給の月額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定				

により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、給与法第

十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたものは「受けていた俸給及び」とあるもの前項中「受けていた俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月額を同項に規定する異動又は官署の移転の日における育児休業

法第十七条（育児休業法第二十二條において

準用する場合を含む。以下この項において同
じ。の規定により読み替えられた勤務時間
法第五条第一項ただし書の規定により定めら
れたその者の勤務時間を同項本文に規定する
勤務時間で除して得た数で除して得た額に育
児休業法第十七条の規定により読み替えられ
た勤務時間法第五条第一項ただし書の規定に
より定められたその者の勤務時間を同項本文
に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて
得た額及び同日に受けていた」とする。

任期付短時間勤務職員 前項中「受付

た俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月額を同項に規定する異動又は官署の移転の日における育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項た

たし書の規定により定められたその者の勤務時間と同頁にて見知らぬ勤務時間と余して

得た数で除して得た額に育児休業法第二十五条の規定により読み替へられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署

に在勤する職員には、冬期以外の期間に、給与第十四条第一項の規定による特地勤務手当に上する手当を支給しない。

第二条の二各号に掲げる官署のうち人事院

が定めるもの

準特地官署のうち人事院が定めるもの

条 絡と法第十四条第二項の任用の事情等を慮して人事院規則で定める職員は、人事交流法により俸給表の適用を受けることとなつた職員とする。

給与法第十四条第二項の規定により同条第一

の規定による手当を支給される職員との権衡

上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 交流採用（官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下同じ。）をされ、特地方官署又は準特地方官署に在勤することとなった職員で、当該官署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

二 新たに特地方官署又は準特地方官署に該当することとなった官署に在勤する職員でその特地方官署又は準特地方官署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前三年以内に、検察官であつた者若しくは給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（以下「行政執行法人職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、又は交流採用をされ、当該官署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

三 給与法第十四条第二項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた特地方官署又は準特地方官署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が俸給表の適用を受けることとなつた日又は交流採用をされた日に特地方官署又は準特地方官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（同条第三項及び第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに第十一条第二項の規定により支給されることとなる期間及び額

二 新たに特地方官署又は準特地方官署に該当することとなった官署に在勤する職員で指定日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する官署が当該異動の前日に特地方官署又は準特地方官署に該当していたものとした場合に前条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する官署が当該職員の俸給表の適用を受けることとなつた日又は交流採用をさ

れた日前に特地方官署又は準特地方官署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項の規定にかかわらず、前条第四項各号に掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第二項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当を支給しない。

（特地方勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整）

第六条 給与法第十四条の規定により特地方勤務手当に準ずる手当を支給される職員のうち給与法第十一条の八の規定により広域異動手当（その支給割合が百分の一を超えるものに限る。）を支給される職員の当該特地方勤務手当に準ずる手当の月額は、異動等の日の俸給等の合計額に、次の各号に掲げる当該広域異動手当の支給割合の区分に応じ、第四条第二項の規定による支給割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額（その額が上限額を超えるときは、当該上限額）とする。

一 百分の一を超える支給割合 百分の一
二 百分の一を超え百分の二以下の支給割合 百分の一
（端数計算）

第七条 第二条の規定による特地方勤務手当の月額又は第四条第二項若しくは前条の規定による特地方勤務手当に準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの給与の月額とする。

（報告）

第八条 各庁の長は、特地方官署又は準特地方官署（以下この条において「特地方官署等」という。）が移転する場合、特地方官署等の名称が変更される場合その他人事院の定める場合には、速やかに、その旨及びその内容を人事院に報告するものとする。

2 前項に定める場合のほか、各庁の長は、人事院の定めるところにより、特地方官署等の所在地における生活環境等の実情について人事院に報告するものとする。

（雑則）

第九条 この規則に定めるもののほか、特地方勤務手当及び特地方勤務手当に準ずる手当に關し必要な事項は、人事院が定める。

（給与法附則第八項の規定を受ける職員の特地方勤務手当基礎額）

第十条 給与法附則第八項の規定を受ける職員であつて、第二条第二項各号に定める日に於いて当該職員以外の職員であつたものに對する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 給与法附則第八項の規定を受ける職員のうち、第二条第三項各号又は第四項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特地方勤務手当基礎額は、前項並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事院の定めるところにより算出した額とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地方勤務手当に準ずる手当の月額）

第十一条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに對する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員のうち、第四条第三項各号に掲げる職員であるものの特地方勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事院の定めるところにより算出した額とする。

附則（昭和六〇年四月一日人事院規則九一五五一）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五別表宇宙科学研究所臼田宇宙空間観測所に係る部分は、昭和五十九年九月一日から適用する。

附則（昭和六〇年四月六日人事院規則九一五五二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年五月一日人事院規則九一五五三）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の人事院規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）による級別区分が改正前の人事院規則九一五五による級別区分より下位である官署にこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在勤している職員の特地方勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、同条の規定による特地方勤務手当の月額が同日において受けていた特地方勤務手当の月額（以下「六十年特地方勤務手当の月額」という。）に達するまでの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地方官署（給与法第十三条の二第一項に規定する官署をいう。以下同じ。）に該当することとなつた場合又は特地方官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間）、当該六十年特地方勤務手当の月額に相当する額（六十年特地方勤務手当の月額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額の合計額に当該職員が在勤する特地方官署の施行日の前日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額を超えることとなる期間について、当該合計額に当該支給割合を乗じて得た額）とする。

附則（昭和六一年四月一日人事院規則九一五五四）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月一日人事院規則九一五五五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年五月二二日人事院規則九一五五六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一〇月一日人事院規則九一五五八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一〇月二五日人事院規則九一五五九）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）別表大島税務署に係る部分は昭和六十二年十月二日から、改正後の規則別表名瀬労働基準監督署及び名瀬公共職業安定所に係る部分は同月五日から適用する。

附則（昭和六三年四月三〇日人事院規則九一五六一〇）

附則（昭和六三年四月三〇日人事院規則九一五六一〇）

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する官署が当該職員の俸給表の適用を受けることとなつた日又は交流採用をさ

- 1 この規則は、昭和六十三年五月一日から施行する。
- 2 改正前の人事院規則九―五五（以下「改正前の規則」という。）による級別区分が一級地とされていた官署のうち、改正後の人事院規則九―五五（以下「改正後の規則」という。）別表に掲げられないこととなった官署で別に人事院が定めるものは、改正後の規則第一条の規定にかかわらず、昭和六十六年四月三十日までの間、同条の特地官署とする。
- 3 前項の規定に基づき特地官署とされた官署に在勤する職員の特地勤務手当の月額は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き当該官署に在勤している者にあつては同日に受けていた特地勤務手当の月額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額を超えないこととなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額、これらの者以外の者にあつてはこれらの者ととの権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。）
- 4 改正後の規則による級別区分が改正前の規則による級別区分より下位である官署に在勤している職員の特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、人事院が定める日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地官署に該当することとなった場合又は特地官署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間）、同条の規定による特地勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する者にあつては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額を超えないこととなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額に百分の百を超えない範囲内で人事院が定める期間ごとに人事院が定める割合を乗じて得た額、これらの者以外の者にあつてはこれらの者ととの権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。
- 5 第二項の規定に基づき特地官署とされた官署のうち別に人事院が定める官署に在勤する職員及び施行日の前日において給与法第十三条の三第一項に基づき準特地官署とされていた官署の

- うち別に人事院が指定する官署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している者にあつては同日に受けていた当該職員の俸給及び扶養手当の月額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額を超えないこととなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額に百分の百を超えない範囲内で人事院が定める期間ごとに人事院が定める割合を乗じて得た額、これらの者以外の者にあつてはこれらの者ととの権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。
- 附 則（昭和六十三年七月一日人事院規則九―五五―一一）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和六十三年一〇月一日人事院規則九―五五―一二）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九―五五別表奄美空港出張所及び名瀬測候所奄美空港出張所に係る部分は、昭和六十三年七月十日から適用する。
- 附 則（平成元年五月二十九日人事院規則九―五五―一三）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二年三月二十六日人事院規則九―五五―一四）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二年六月八日人事院規則九―五五―一五）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九―五五別表宮古農業水利事業所に係る部分は、平成二年四月一日から適用する。
- 附 則（平成二年一〇月一日人事院規則九―五五―一六）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二年一二月二日人事院規則九―五五―一七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九―五五の規定は、平成二年十月二十五日から適用する。
- 附 則（平成三年六月一九日人事院規則九―五五―一八）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九―五五（以下「改正後の規則」という。）別表東北地方建設局玉川ダム管理所に係る部分は平成三年四月一日から、改正後の規

- 別表南大東島地方気象台南大東空港分室及び与那国島測候所と那国空港分室に係る部分は同月十二日から適用する。
- 2 平成三年四月一日から同月十一日までの間の改正後の規則別表秋田県の項の適用については、同項中「東北地方建設局玉川ダム管理所」とあるのは「東北地方建設局玉川ダム工事事務所」とする。
- 附 則（平成三年一〇月二日人事院規則九―五五―一九）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九―五五別表の規定中福岡入国管理局厳原港出張所に係る部分は平成三年八月二十日から、門司税関厳原税関支署に係る部分は同月二十一日から、厳原海上保安部に係る部分は同月二十七日から、長崎地方法務局厳原支局に係る部分は同月三十一日から、厳原測候所に係る部分は同年九月一日から、博多検疫所厳原・比田勝出張所に係る部分は同月五日から、厳原労働基準監督署に係る部分は同月九日から適用する。
- 附 則（平成三年一二月三〇日人事院規則九―五五―二〇）
この規則は、平成三年十二月一日から施行する。
- 附 則（平成三年一二月二八日人事院規則九―五五―二一）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表長崎県の項の改正規定中長崎地方検察庁福江支部及び福江検察庁に係る部分は平成三年十二月二十日から、長崎地方法務局福江支局及び長崎地方法務局杵岐支局に係る部分は同月二十一日から施行する。
- 附 則（平成四年四月一〇日人事院規則九―五五―二二）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成四年六月一日人事院規則九―五五―二三）
この規則は、公布の日から施行する。
- 1（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。
- 2（経過措置）
この規則による改正後の人事院規則九―五五（以下「改正後の規則」という。）第一条に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与法第十三条の二第一項の特地官署とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成七年五月三十一日までの間、同項の特地官署とする。

- 3 前項の規定に基づき特地官署とされた官署に在勤する職員の特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあつては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額を超えないこととなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額に百分の百を超えない範囲内で人事院が定める期間ごとに人事院が定める割合を乗じて得た額、これらの者以外の者にあつてはこれらの者ととの権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。
- 4 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である官署に在勤する職員の特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成七年五月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地官署に該当することとなった場合又は特地官署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間）、同条の規定による特地勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する職員にあつては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額を超えないこととなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額に百分の百を超えない範囲内で人事院が定める期間ごとに人事院が定める割合を乗じて得た額、これらの者以外の者にあつてはこれらの者ととの権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。
- 附 則（平成五年四月一日人事院規則九―五五―二五）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九―五五別表の規定中宮古海運事務所及び福岡入国管理局那覇支局平良港出張所に係る部分は平成四年十一月五日から、那覇植物防疫事務所平良出張所及び石垣海上保安部平良海上保安署に係る部分は同月六日から、沖縄地区税関平良出張所に係る部分は同月九日から適用する。

を算定する場合において、当該職員に係る同項

に規定する日が施行日前であるときは、当該職員に対する改正後の規則第五条第三項の規定に基づく改正後の規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に勤務することとなった場合（人事院が定める場合に限る。））」には、その日前の人事院が定める日」とあるのは、「平成十年四月一日」とする。

5 改正後の規則第一条に定めるもののほか、施行日の前日において給与法第十三条の二第二項の特地官署（以下「特地官署」という。）とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成十三年三月三十一日までの間、特地官署とする。

6 前項の規定に基づき特地官署とされた官署に勤務する職員の特地勤務手当の月額、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額に、施行日から平成十二年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

7 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である官署に勤務する職員の特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地官署に該当することとなった場合又は特地官署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、同条（附則第二項において読み替えられる場合を含む。）の規定による特地勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務する職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四（施行

日の前日における級別区分が六級地である場合は百分の五）を乗じて得た額に施行日から平成十二年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

8 施行日の前日において給与法第十三条の三第一項の規定に基づき準特地官署とされていた官署のうち、平成十三年三月三十一日までの間同項の規定に基づく準特地官署として人事院が指定する官署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項又は第五条第三項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四（同日において給与法第十三条の三第一項に規定する官署を異にする異動の日から起算して五年に達している場合は、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成十二年三月三十一日までの間にあっては百分の百（その期間内に当該異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の五十）を、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

附則（平成一〇年四月三〇日人事院規則九一五五一四六）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）別表北海道の項は平成十年四月一日から、改正後の規則別表長野県、岐阜県、京都府及び和歌山県の項は同月九日から適用する。

附則（平成一〇年七月一五日人事院規則九一五五一四七）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十年七月一日から適用する。

附則（平成一二年二月八日人事院規則九一五五一四八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年四月三〇日人事院規則九一五五一四九）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定（別表岐阜県の項及び宮崎県の項の規定を除く。）は、平成十一年四月一日から適用する。

附則（平成一二年二月一日人事院規則九一五五一五〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月二二日人事院規則九一五五一五一）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附則（平成一二年二月二八日人事院規則九一五五一五二）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年三月二六日人事院規則九一五五一五三）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表北海道の項、別表青森県の項、別表宮城県の項、別表福島県の項、別表群馬県の項、別表栃木県の項、別表長野県の項（種苗管理センター八岳農場及び国立信州高遠少年自然の家に係る部分に限る。）、別表岐阜県の項、別表三重県の項、別表奈良県の項、別表鳥取県の項、別表島根県の項（国立三瓶青年の家に係る部分に限る。）、別表長崎県の項（種苗管理センター雲仙農場に係る部分に限る。）、別表鹿児島県の項（種苗管理センター鹿児島県に係る部分に限る。）、別表沖縄県の項（国立沖縄青年の家、国際農林水産業研究センター沖縄支所、西海海水産研究所石垣支所及び種苗管理センター沖縄農場に係る部分に限る。）の改正規定並びに附則第三項から第七項までの規定は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十三年一月六日から適用する。

（経過措置）

3 改正後の規則第一条に定めるもののほか、平成十三年四月一日（以下「施行日」という。）の前日において給与法第十三条の二第一項の特地官署（以下「特地官署」という。）とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成十六年三月三十一日までの間、特地官署とする。

4 前項の規定に基づき特地官署とされた官署に勤務する職員の特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては同条第二項各号に定める日（規則九一五五一四五（人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）附則第二項の規定により読み替えられる場合）にあっては、平成十年四月一日。以下この項及び附則第六項において同じ。）に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（その額が当該職員の同条第二項各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）に百分の四を乗じて得た額に、施行日から平成十五年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

5 附則第三項の規定に基づき平成十六年三月三十一日までの間特地官署とされた官署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、施行日の前日（前項ただし書に規定する一級地とした場合に改正後の規則第四条第二項又は第五条第三項の規定を適用して得られる額、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする）に、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては当該官署の級別区分を一級地とした場合に改正後の規則第四条第二項又は第五条第三項の規定を適用して得られる額、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

6 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である官署に勤務する職員の特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二

条の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地位官署に該当することとなった場合又は特地位官署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、同条（規則九一五五―四五附則第二項において読み替えられる場合を含む。）の規定による特地位勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務する職員にあっては同条第二項各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（その額が当該職員の同条第二項各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）に百分の四を乗じて得た額に施行日から平成十五年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これらの端数を切り捨てた額）を、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

7 施行日の前日において給与法第十三条の第三項の規定に基づき準特地位官署とされていた官署のうち、平成十六年三月三十一日までの間、同項の規定に基づく準特地位官署として人事院が指定する官署に在勤する職員の特地位勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項又は第五条第三項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては改正後の規則第四条第二項又は第五条第三項に規定する日（規則九一五五―四五附則第三項又は第四項の規定により読み替えられる場合にあっては、平成十年四月一日）に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四（同日において給与法第十三条の第三項に規定する官署を異にする異動の日（当該職員が改正後の規則第五条第三項第一号に規定する職員である場合

にあっては、同号に規定する日。以下この項において同じ。）から起算して五年に達している場合は、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成十五年三月三十一日までの間にあっては百分の百（その期間内に当該異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の五十）を、同年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

附則（平成一三年五月一日人事院規則九一五五―五四）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附則（平成一三年六月一日人事院規則九一五五―五五）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十三年四月二十八日から適用する。

附則（平成一三年七月二五日人事院規則九一五五―五六）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十三年七月一日から適用する。

附則（平成一三年十一月一日人事院規則九一五五―五七）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年二月三日人事院規則九一五五―五八）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十三年十一月十五日から適用する。

附則（平成一四年五月一日人事院規則九一五五―六〇）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附則（平成一四年七月一日人事院規則九一五五―六一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年十一月二日人事院規則九一五五―六三）

この規則は、平成十四年十二月一日から施行する。

附則（平成一五年二月二八日人事院規則九一五五―六四）

この規則は、平成十五年三月一日から施行し、改正後の規則九一五五別表の規定中大島自動車検査登録事務所に係る部分は平成十三年四月二十八日から、室蘭開発建設部日高道路総合事業所に係る部分は平成十四年九月十七日から適用する。

附則（平成一五年四月一日人事院規則九一五五―六五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年七月一日人事院規則九一五五―六六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一〇月一日人事院規則九一五五―六七）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表東京都の項の規定は、平成十五年八月二十八日から適用する。

附則（平成一五年一〇月一六日人事院規則九一五五―六八）

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

附則（平成一六年三月一日人事院規則九一五五―六九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月二四日人事院規則九一五五―七〇）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定（別表鹿児島県の項の規定を除く。）は、平成十六年三月一日から適用する。

附則（平成一六年四月一日人事院規則九一五五―七一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年四月二八日人事院規則九一五五―七二）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則（平成一六年九月二五日人事院規則九一五五―七三）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十六年八月一日から適用する。

附則（平成一六年一〇月一日人事院規則九一五五―七四）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二八日人事院規則九一五五―七五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年十一月二〇日人事院規則九一五五―七六）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表島根県の項の規定は平成十六年十月一日から、同規則別表鹿児島県の項の規定は同月十二日から適用する。

附則（平成一六年十一月二五日人事院規則九一五五―七七）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表長崎県の項の規定は、平成十六年十一月一日から適用する。

附則（平成一七年一月二六日人事院規則九一五五―七八）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表鹿児島県の項の規定中種子島税務署に係る部分は平成十六年十一月二十二日から、種子島区検察庁に係る部分は同月二十六日から、熊毛公共職業安定所に係る部分は同月二十九日から、種子島測候所に係る部分は同年十二月一日から、鹿児島地方務局種子島出張所に係る部分は同月六日から、同規則別表青森県の項の規定は平成十七年一月一日から適用する。

附則（平成一七年四月一日人事院規則九一五五―七九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月三〇日人事院規則九一五五―八〇）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十七年九月一日から適用する。

附則（平成一七年一〇月一七日人事院規則九一五五―八一）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表鹿児島県の項の規定は平成十七年三月一日から、同表秋田県の項の規定は同年九月二十日から、同表沖縄県の項の規定は同年十月一日から適用する。

附則（平成一七年十一月七日人事院規則九一五五―八二）

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則（平成一七年一月一六日人事院規則九一五五―八三）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十七年十一月七日から適用する。

附 則（平成一八年一月一六日人事院規則九一五五―八四）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十八年一月十日から適用する。

附 則（平成一八年二月一日人事院規則一―四三）抄

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月一日人事院規則九一五五―八五）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表の規定中奄美大島社会保険事務所及び平良社会保険事務所に係る部分は、平成十八年一月一日から適用する。

附 則（平成一八年三月三一日人事院規則九一五五―八六）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の規則九一五五別表鹿児島県の項（大阪航空局種子島空港出張所及び種子島測候所種子島空港出張所に係る部分に限る。）の規定は平成十八年三月十六日から、同表栃木県の項及び鹿児島県の項（名瀬公共職業安定所瀬戸内分室、熊毛公共職業安定所、大阪航空局種子島空港出張所及び種子島測候所種子島空港出張所に係る部分を除く。）の規定は同月二十日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十八年七月一日から適用する。

附 則（平成一八年一月一六日人事院規則九一五五―八七）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十八年七月一日から適用する。

附 則（平成一八年一月一六日人事院規則九一五五―八八）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十八年七月一日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十八年七月一日から適用する。

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日人事院規則九一五五―八九）抄

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日人事院規則九一五五―九〇）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日人事院規則九一五五―九一）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日人事院規則九一五五―九二）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日人事院規則九一五五―九三）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日人事院規則九一五五―九四）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日人事院規則九一五五―九五）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日人事院規則九一五五―九六）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

休業法第十七条（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額）及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた俸給の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額を合算した額（その額が当該職員の同条第二項各号に定める日に受けていた俸給の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）に百分の四を乗じて得た額に施行日から平成二十一年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額（その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務する職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

附 則（平成一九年五月一六日人事院規則九一五五―九七）

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月一六日人事院規則九一五五―九八）

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月一六日人事院規則九一五五―九九）

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月一六日人事院規則九一五五―一〇〇）

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月一六日人事院規則九一五五―一〇一）

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月一六日人事院規則九一五五―一〇二）

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月一六日人事院規則九一五五―一〇三）

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月一六日人事院規則九一五五―一〇四）

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

改正後の規則第四条第二項（同条第三項及び第四項において読み替えられる場合を含む。）又は第五条第三項に規定する日に受けていた俸給の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額合計額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の一を乗じて得た額に、施行日から平成二十一年三月三十一日までの間にあつては百分の百（施行日前日に給与法第十四条第一項に規定する官署を異にする異動の日（当該職員が改正後の規則第五条第三項第一号に規定する職員である場合にあつては、同号に規定する日。以下この項において同じ。）から起算して四年に達した場合及びその期間内に当該異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間にあつては百分の五十（平成二十一年三月三十一日以前に当該異動の日から起算して四年に達した場合及びその期間内に当該異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を乗じて得た額（その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

附 則（平成一九年七月一三一日人事院規則九一五五―一〇五）

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年七月一三一日人事院規則九一五五―一〇六）

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年七月一三一日人事院規則九一五五―一〇七）

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年七月一三一日人事院規則九一五五―一〇八）

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年七月一三一日人事院規則九一五五―一〇九）

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年七月一三一日人事院規則九一五五―一一〇）

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年七月一三一日人事院規則九一五五―一一一）

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年七月一三一日人事院規則九一五五―一一二）

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十九年七月一日から適用する。

附 則 (平成一九年七月二〇日人事院規則一四八) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年八月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月一日人事院規則九一五五―九二)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一日人事院規則九一五五―九三)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一六日人事院規則九一五五―九四)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成二十年三月十七日から適用する。

附 則 (平成二〇年七月一六日人事院規則九一五五―九五)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表沖縄県の項の規定は、平成二十年七月一日から適用する。

附 則 (平成二〇年一〇月一日人事院規則九一五五―九六)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一六日人事院規則九一五五―九七)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成二十一年三月二日から適用する。

附 則 (平成二二年四月一日人事院規則九一五五―九八)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月一日人事院規則九一五五―九九)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一月三〇日人事院規則九一五五―一〇〇)

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二二年二月二二日人事院規則九一五五―一〇一)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年二月二八日人事院規則九一五五―一〇二)

(施行期日)
1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一五日人事院規則九一五五―一〇三)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二六日人事院規則九一五五―一〇四)

この規則は、公布の日から施行する。

第一条 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(特地方官署とされていた官署に勤務する職員の特地方勤務手当等の月額等に関する経過措置)

第二条 改正後の規則九一五五(以下「改正後の規則」という。)第一条に定めるもののほか、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において給与法第十三条の二第一項に規定する特地方官署(以下「特地方官署」という。)

とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成二十五年三月三十一日までの間、特地方官署とする。

2 前項の規定に基づき特地方官署とされた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項又は第二項の規定による特地方勤務手当の月額は、改正後の規則第二条及び第六条の二の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては特地方勤務手当経過措置基礎額に当該官署の同日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成二十三年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

3 前項の特地方勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第二条第二項各号に定める日(規則九一五五―四五(人事院規則九一五五(特地方勤務手当等)の一部を改正する人事院規則)附則第二項の規定により読み替えられる場合にあつては、平成十年四月一日)に受けていた俸給の月額(育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員(以下この

項及び第五項において「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における育児休業法第七條(育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項及び第五項において「任期付短時間勤務率」という。))に於てはその月額をその日における育児短時間勤務率で除して得た額に、及び扶養手当の月額(以下この項において「当該定める日」に受けていた俸給及び扶養手当の月額」という。)の合計額の二つの一に相当する額と施行日の前日において受けていた俸給の月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であつてその日において育児短時間勤務率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務率で除して得た額、育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に育児短時間勤務率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務率で除して得た額、育児短時間勤務率等であつたものにあつてはその月額をその日における育児短時間勤務率で除して得た額に、及び扶養手当の月額(以下この項において「当該定める日」に受けていた俸給及び扶養手当の月額」という。)の合計額の二つの一に相当する額を合算した額

(その額が当該定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二つの一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二つの一に相当する額(給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(以下「減額支給対象職員」という。))に於ては、当該額から、現に受ける俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額(現に受ける俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該減額支給対象職員が、育児短時間勤務職員等である場合に於ては当該最低の号俸の俸給月額に育児短時間勤務率を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員である場合に於ては当該最低の号俸の俸給月額に任期付短時間勤務率を乗じて得た額(これらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。))に達しない場合に於ては、現に受ける俸給月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下「減額基礎額」という。))の二つの一に相当する額を減じた額)を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額」とする。

4 第一項の規定に基づき特地方官署とされた官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第三項及び第六条の四の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員に於ては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に在勤している職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

一 施行日において給与法第十四条第一項に規定する準特地方官署(以下「準特地方官署」という。)に該当することとなつた官署に在勤する職員(次号に掲げる職員を除く。)) 当該官署を準特地方官署とみなした場合における改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第三項又は第六条の四の規定による特地方勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一(施行日前に給与法第十四条第一項に規定する官署を異にする異動の日(その職員が改正後の規則第五条第三項第一号に規定する職員である場合に於ては、

その額が当該定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二つの一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二つの一に相当する額(給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(以下「減額支給対象職員」という。))に於ては、当該額から、現に受ける俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額(現に受ける俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該減額支給対象職員が、育児短時間勤務職員等である場合に於ては当該最低の号俸の俸給月額に育児短時間勤務率を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員である場合に於ては当該最低の号俸の俸給月額に任期付短時間勤務率を乗じて得た額(これらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。))に達しない場合に於ては、現に受ける俸給月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下「減額基礎額」という。))の二つの一に相当する額を減じた額)を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額」とする。

5 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の規則第四条第二項（同条第三項及び第四項において読み替えられる場合を含む。）又は第五条第三項に規定する日に受けていた俸給の月額（育児短時間勤務職員等以外の職員であつてもその日において育児短時間勤務職員等であつてもその月額にあってはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間勤務職員にあってはその月額を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員にあってはその月額を乗じて得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）を超えることとなる期間については、当該合計額）とする。

6 第四項の規定の適用を受ける職員（同項第一号及び第三号の規定の適用を受ける職員を除く。）については、施行日から平成二十四年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四条第五項及び第五条第四項の規定は、適用しない。（特定特地位官署に該当することとなつた官署に勤務する職員の特地位勤務手当等の月額に関する経過措置）

第三条 施行日の前日において特地位官署とされていた官署のうち、施行日に改正後の規則第二条の二各号に掲げる官署（以下この条において「特定特地位官署」という。）に該当することとなつた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第二条及び第六条の二の規定にかかわらず、平成二十四年十月三十一日までの間（その期間内に当該官署が特定特地位官署に該当しないこととなつた場合）にあっては、その該当しないこととなつた日の前日までの間、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務して

いる職員にあっては前条第二項の特地勤務手当
経過措置基礎額に当該官署の同日における級別
区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日
から平成二十二年十月三十一日までの間にあつ
ては百分の百を、平成二十三年四月一日から同
年十月三十一日までの間にあつては百分の七十
を、平成二十四年四月一日から同年十月三十一
日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た
額（その額に一元未満の端数があるとときは、そ
の端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者に
あつては当該職員との権衡を考慮して別に人事
院が定める額とする。

前項の規定の適用を受ける職員については、
施行日から平成二十四年十月三十一日までの間
は、改正後の規則第二条の二の規定は、適用し
ない。

施行日の前日において特地官署とされていた
官署のうち、施行日に特定特地官署に該当する
こととなつた官署に在勤する職員の給与法第十
四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手
当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するも
のに限る。）の月額を、改正後の規則第四条第
二項から第四項まで、第五条第三項及び第六條
の四の規定にかかわらず、平成二十四年十月三
十一日までの間（その期間内に当該官署が特定
特地官署に該当しないこととなつた場合にあつ
てはその該当しないこととなつた日の前日まで
の間、改正後の規則第四条第五項第一号に掲げ
る官署に該当することとなつた場合にあっては
その該当することとなつた日の前日までの間）、
改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第
五条第三項又は第六條の四の規定による特地勤
務手当に準ずる手当の月額に、施行日の前日か
ら引き続き当該官署に在勤している職員にあつ
ては前条第四項の準ずる手当経過措置基礎額に
百分の一（施行日前に異動の日から起算して四
年に達した場合及び施行日から平成二十四年十
月三十一日までの期間内に異動の日から起算し
て四年に達した場合におけるその四年に達した
日後については、零）を乗じて得た額に施行日
から平成二十二年十月三十一日までの間にあつ
ては百分の百を、平成二十三年四月一日から同
年十月三十一日までの間にあつては百分の七十
を、平成二十四年四月一日から同年十月三十一
日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た
額（その額に一元未満の端数があるときは、そ
の端数を切り捨てた額）を、当該職員以外の者

にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額合計額（減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（級別区分が下位となつた特地位官署に勤務する職員の特地位勤務手当等の月額に関する経過措置）

四條 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となつた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当（改正後の規則別表の一の備考第二項の規定の適用を受ける官署（以下この項において「特例官署」という。）に勤務する職員にあつては、冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第二条及び第六条の二の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日（特例官署に勤務する職員にあつては、平成二十四年十月三十一日）までの間（その期間内に当該下位となつた官署が級別区分の異なる特地位官署に該当することとなつた場合（特例官署が毎年十一月一日に二級地に該当することとなる場合及び毎年四月一日に一級地に該当することとなる場合を除く。）、又は特地位官署に該当しないこととなつた場合）にあつては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間）、改正後の規則第二条（規則九一五—四五附則第二条の規定において読み替えられる場合を含む。）又は第六条の二の規定による特地位勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該下位となつた官署に勤務している職員にあつては附則第二条第二項の特地位勤務手当経過措置基礎額に当該官署の同日における級別区分に係る支給割合から施行日における級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に施行日から平成二十三年三月三十一日（特例官署に勤務する職員にあつては、平成二十二年十月三十一日）までの間にあつては百分の百を、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日（特例官署に勤務する職員にあつては、平成二十三年十月三十一日）までの間にあつては百分の七十を、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日（特例官署に勤務する職員にあつては、平

成二十四年十月三十一日）までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、施行日の前日から引き続き当該下位となった官署に勤務している職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額合計額（減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 施行日における級別区分が二級地又は一級地に該当することとなった官署のうち、施行日の前日における級別区分が三級地とされていた官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第三項及び第六条の四の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地官署に該当することとなった場合（級別区分が二級地である官署が一級地に該当することとなった場合及び一級地である官署が二級地に該当することとなった場合を除く。）又は特地官署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第三項又は第六条の四の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては附則第二条第四項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（施行日前に異動の日から起算して五年に達した場合及び施行日から平成二十五年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して五年に達した場合には、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十三年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあつては当該職員の端数を切り捨てた額）と、その端数を切り捨てた額）とする。

加算して得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額合計額（減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（準特地官署とされていた官署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

第五条 施行日の前日において準特地官署とされていた官署のうち、平成二十五年三月三十一日までの間、準特地官署として人事院が指定する官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第三項及び第六条の四の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては附則第二条第四項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（施行日前に異動の日から起算して五年に達した場合及び施行日から平成二十五年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して五年に達した場合には、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十三年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあつては当該職員の端数を切り捨てた額）と、その端数を切り捨てた額）とする。

（規則第四条第五項第二号に掲げる官署に該当することとなった官署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

第六条 施行日の前日において準特地官署とされていた官署のうち、施行日に改正後の規則第四条第五項第二号に掲げる官署に該当することとなった官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第三項及び第六条の四の規定にかかわらず、平成二十四年十月三十一日までの間（その期間内に当該官署が改正後の規則第四条第五項第二号に掲げる官署に該当しない

いこととなった場合にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間）、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては附則第二条第四項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（施行日前に異動の日から起算して五年に達した場合及び施行日から平成二十四年十月三十一日までの期間内に異動の日から起算して五年に達した場合には、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十二年十月三十一日までの間にあつては百分の百を、平成二十三年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、平成二十四年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成二十四年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四条第五項及び第五条第四項の規定は、適用しない。

（特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整）

第七条 給与法第十一条の八の規定により広域異動手当（その支給割合が百分の一を超えるものに限る。）を支給される職員に対する附則第二条第四項、第三条第三項、第四条第二項、第五条及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「給与法第十四条第一項又は第二項」とあるのは「給与法第十四条」と、及び「第六条の四」とあるのは「第六条及び第六条の四」と、又は「第六条の四」とあるのは「第六条又は第六条の四」と、附則第二条第四項第二号イ、第五条及び前条第一項中「百分の二」とあるのは「百分の一」から当該職員の給与法第十一条の八の規定による広域異動手当の支給割合が改正後の規則第六条各号に掲げる支給割合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める割合を減じた割合」とする。

附則（平成二十二年一月三〇日人事院規則九一五五―一〇四）

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附則（平成二十三年三月七日人事院規則九一五五―一〇五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年四月一日人事院規則九一五五―一〇六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年七月一日人事院規則九一五五―一〇七）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年九月一日人事院規則九一五五―一〇八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年一月三〇日人事院規則九一五五―一〇九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年二月二九日人事院規則九一五五―一一〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年三月三〇日人事院規則九一五五―一一一）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年四月六日人事院規則九一五五―一一二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年六月二九日人事院規則九一五五―一一三）

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

附則（平成二十四年九月一九日人事院規則九一五五―一一四）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年十一月一日人事院規則九一五五―一一五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年四月一日人事院規則九一五五―一一六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一一七）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一一八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一一九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一二〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一二一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一二二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一二三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一二四）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一二五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一二六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一二七）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一二八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一二九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一三〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月七日人事院規則九一五五―一三一）

この規則は、公布の日から施行する。

る職員（給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）第二条第二項に規定する職員（以下この条において「旧給与特例法適用職員」という。）であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（この規則による改正後の規則九一五五第十条の規定の適用を受けることとなる者を除く。）については、旧給与特例法適用職員を規則九一五五第五条第二項第二号及び第三項第一号に規定する行政執行法人職員等であるものとみなして、これらの規定を適用する。

附 則（平成二五年五月一六日人事院規則九一五五一一一七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年五月一日人事院規則九一五五一一一八）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表の一の表群馬鹿の項及び同表備考第一項の規定は、平成二六年四月二十二日から適用する。

附 則（平成二六年八月一日人事院規則九一五五一一一九）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表の一の表秋田県の項の規定及び同表備考第一項中米代東部森林管理署上小阿仁支署南沢森林事務所に係る部分は、平成二六年三月七日から適用する。

附 則（平成二六年一〇月一日人事院規則九一五五一一二〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月一八日人事院規則九一五五一一二一）

第一条 この規則は、平成二七年四月一日から施行する。

（人事院規則九一五五の一部改正に伴う経過措置）

第十条 みなし行政執行法人職員等については、特定独立行政法人職員を第七条の規定による改正後の規則九一五五第五条第二号及び第三項第一号に規定する行政執行法人職員等であるものとみなして、これらの規定を適用する。

（雑則）

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に必要の経過措置は、人事院が定める。

附 則（平成二七年三月三〇日人事院規則九一五五一一二二）

この規則は、平成二七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年四月一〇日人事院規則九一五五一一二三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一〇月一日人事院規則九一五五一一二四）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年四月一日人事院規則九一五五一一二五）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年九月一日人事院規則九一五五一一二六）

この規則は、公布の日から施行する。

第一条 この規則は、平成二九年四月一日から施行する。

（特地方官署とされていた官署に勤務する職員の特地方勤務手当の月額等に関する経過措置）

第二条 この規則による改正後の規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）第一条に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与法第十三条の二第一項に規定する特地方官署（以下「特地方官署」という。）とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成三十一年三月三十一日までの間、特地方官署とする。

前項の規定に基づき特地方官署とされた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項及び第二項の規定による特地方勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては特地方勤務手当経過措置基礎額にこの規則による改正前の規則九一五五（以下「改正前の規則」という。）による当該官署の級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

前項の特地方勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第二条第二項各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額（合計額の二分の一に相当する額）（以下この条において「勤務することとなった日等に係る基礎額」という。）

（以下「勤務することとなった日等に係る基礎額」という。）

（以下「勤務することとなった日等に係る基礎額」という。）

（以下「勤務することとなった日等に係る基礎額」という。）

（以下「勤務することとなった日等に係る基礎額」という。）

と施行日の前日に受けていた俸給及び扶養手当の月額（合計額の二分の一に相当する額）（第五項第二号において「施行日の前日に係る基礎額」という。）を合算した額（その額が勤務することとなった日等に係る基礎額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額（合計額の二分の一に相当する額）を合算した額（以下この項において「特地方勤務手当経過措置特例基礎額」という。）を超えることとなる期間については、当該特地方勤務手当経過措置特例基礎額とする。

改正後の規則第二条第三項各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、勤務することとなった日等に係る基礎額は、当該各号の規定により読み替えられた同条第二項の規定の例による勤務することとなった日等に係る基礎額とする。

育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員若しくは育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）若しくは育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は改正後の規則第二条第二項各号に定める日若しくは施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたものに係る前二項の規定による特地方勤務手当経過措置基礎額の算定については、次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 勤務することとなった日等に係る基礎額に係る俸給の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る俸給の月額を同日における育児休業法第十七條（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この条において「育児短時間算出率」という。）で除して得た額

ロ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に係る俸給の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた俸給の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る俸給の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ニ 任期付短時間勤務職員 改正後の規則第二条第二項各号に定める日に係る俸給の月額を同日における育児休業法第二十五條の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この条において「任期付短時間算出率」という。）で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額

二 施行日の前日に係る基礎額に係る俸給の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた俸給の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額

ロ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に受けていた俸給の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた俸給の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ニ 任期付短時間勤務職員 施行日の前日において育児短時間勤務職員 施行日の前日において育児短時間算出率を乗じて得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額

第一項の規定に基づき特地方官署とされた官署に勤務する職員のうち、改正前の規則第二条の二各号に掲げる官署であつた官署（次項において「改正前の特定特地方官署」という。）に勤務する職員には、平成二九年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間は、特地方勤務手当を支給しない。

7

第一項の規定に基づき特地方官署とされた官署に在勤する職員（給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当（第五号に掲げる職員にあっては、冬期に支給するものに限り。）の月額を、改正後の規則第四條第二項及び第三項、第五條第三項並びに第十一條第一項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に在勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。）

一 施行日において給与法第十四條第一項に規定する特地方官署（以下「特地方官署」という。）に該当することとなった官署以外の官署に在勤する職員（次号に掲げる職員を除く。） 準ずる手当経過措置基礎額に百分の五（改正後の規則第四條第二項、第五條第三項又は第十一條第一項に規定する日（以下「異動の日等」という。）から起算して四年に達した日以後から五年に達する日までの間については百分の四、異動の日等から起算して五年に達した日以後については百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

二 施行日において特地方官署に該当することとなった官署以外の官署であつて、改正前の特地方官署であつた官署に在勤する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（異動の日等から起算して五年に達した日以後については、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあっては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 冬期 準ずる手当経過措置基礎額に百分の五（異動の日等から起算して四年に達した日以後から五年に達する日までの間につい

ては百分の四、異動の日等から起算して五年に達した日以後については百分の二）を乗じて得た額に、平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

三 施行日において改正後の規則第四條第四項第二号に掲げる特地方官署に該当することとなった官署であつて、改正前の特地方官署であつた官署に在勤する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 前号イに定める額

ロ 冬期 当該官署を特地方官署とみなした場合における改正後の規則第四條第二項若しくは第三項、第五條第三項又は第十一條第一項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（異動の日等から起算して四年に達した職員にあっては、零）を乗じて得た額に、平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

四 施行日において特地方官署に該当することとなった官署に在勤する職員（前号及び次号に掲げる職員を除く。） 当該官署を特地方官署とみなした場合における改正後の規則第四條第二項若しくは第三項、第五條第三項又は第十一條第一項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（異動の日等から起算して四年に達した職員にあっては、零）を乗じて得た額に、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

五 施行日において特地方官署に該当することとなった官署であつて、改正前の特地方官署であつた官署に在勤する職員（第三号に掲げる職員を除く。） 第三号ロに定める額

8

前項の準ずる手当経過措置基礎額は、異動の日等（受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（以下この項において「準ずる手当経過措置特例基礎額」という。）を超えることとなる期間については、当該準ずる手当経過措置特例基礎額）とする。）

9 育児短時間勤務職員等若しくは任期付短時間勤務職員又は異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたものに係る前項の規定による準ずる手当経過措置基礎額の算定については、異動の日等に係る俸給の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る俸給の月額を異動の日等における育児短時間算出率で除して得た額

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 異動の日等に係る俸給の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る俸給の月額を異動の日等における育児短時間算出率で除して得た額

四 任期付短時間勤務職員 異動の日等に係る俸給の月額を異動の日等における任期付短時間算出率で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額

10 第七項第二号に掲げる職員のうち、改正前の規則第四條第五項第一号に掲げる官署であつた官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、特地方勤務手当に準ずる手当を支給しない。

11 第七項第三号の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成三十年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四條第四項及び第五條第四項（改正後の規則第十一條第二項において読み替えて準用する場合を含む。附則第六條第二項において同じ。）の規定は、適用しない。（特地方官署に該当することとなった官署に勤務する職員の特地方勤務手当の月額等に関する経過措置）

第三條 改正前の規則別表の一の表に掲げられていた官署のうち、施行日に改正後の規則第二條

の二各号に掲げる官署（以下「特地方官署」という。）に該当することとなった官署に勤務する職員（給与法第十三條の二第二項及び第二項の規定による特地方勤務手当（第二号に掲げる職員にあっては、冬期以外の期間に支給するものに限り。）の月額を、改正後の規則第二條の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が特地方官署に該当しないこととなった場合）にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に勤務している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。）

一 改正前の規則による級別区分が二級地であつた官署に勤務する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 前条第三項から第五項までの規定による特地方勤務手当経過措置基礎額に百分の八を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあっては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 冬期 改正後の規則第二條の規定による特地方勤務手当の月額に、前条第三項から第五項までの規定による特地方勤務手当経過措置基礎額に百分の四を乗じて得た額に、平成二十九年十一月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

二 改正前の規則による級別区分が一級地であつた官署に勤務する職員 前条第三項から第五項までの規定による特地方勤務手当経過措置基礎額に百分の四を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあっては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の

端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成三十年十月三十一日までの間は、改正後の規則第二条の二の規定は、適用しない。

3 改正前の規則別表の一の表に掲げられていた官署のうち、施行日に特定特地方官署に該当することとなった官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第三項、第五条第三項並びに第十一条第一項の規定にかかわらず、平成三十年十月三十一日までの間（その期間内に当該官署が特定特地方官署に該当しないこととなった場合）にあってはその該当しないこととなった日の前日までの間、改正後の規則第四条第四項第一号に掲げる官署に該当することとなった場合）にあってはその該当することとなった日の前日までの間、施行日の前日から引き続き当該施行日に特定特地方官署に該当することとなった官署に在勤している職員にあっては改正後の規則第四条第二項若しくは第三項、第五条第三項又は第十一条第一項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当の月額に、前条第八項及び第九項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（異動の日等から起算して四年に達した職員にあっては、零）を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあっては百分の七を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該在勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

（級別区分が下位となった特地方官署に勤務する職員の特地方勤務手当の月額等に関する経過措置）

第四条 施行日における改正後の規則による級別区分が改正前の規則による級別区分より下位となった期間を有する官署（特定特地方官署を除く。）に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項及び第二項の規定による特地方勤務手当（冬期以外の期間のみ級別区分が下位となった官署に勤務する職員にあっては冬期以外の期間に支

給するものに限り、冬期のみ級別区分が下位となった官署に勤務する職員にあっては冬期に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間（その期間内に当該下位となった期間を有する官署が施行日における改正後の規則による級別区分と異なる級別区分となった場合又は特地方官署に該当しないこととなった場合）にあっては、その級別区分が異なり、又は該当しないこととなった日の前日までの間、施行日の前日から引き続き当該下位となった期間を有する官署に勤務している職員にあっては改正後の規則第二条の規定による特地方勤務手当の月額に、附則第二項第三号から第五号までの規定による特地方勤務手当経過措置基礎額に当該下位となった期間を有する官署の下位となった期間における改正前の規則による級別区分に係る支給割合から改正後の規則による級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

2 施行日における改正後の規則による級別区分が改正前の規則による級別区分より下位となった期間を有する官署のうち、改正後の規則による級別区分が二級地又は一級地となる期間を有する官署であつて、改正前の規則による級別区分が四級地又は三級地となる期間を有していた官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間のみ級別区分が下位となった官署に在勤する職員にあっては冬期以外の期間に支給するものに限る）、冬期のみ級別区分が下位となった官署に在勤する職員にあっては冬期に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第三項、第五条第三項並びに第十一条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間（その期間内にその在勤する官署が施行日における改正後の規則による級別区分と異なる級別区分となった場合又は特地方官署に該当しないこととなった場合）にあっては、その級別区分が異なり、又は該

当しないこととなった日の前日までの間）、施行日の前日から引き続きその在勤する官署に在勤している職員にあっては改正後の規則第四条第二項若しくは第三項、第五条第三項又は第十一条第一項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当の月額に、附則第二項第八号及び第九号の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（異動の日等から起算して四年に達した職員にあっては、零）を乗じて得た額に、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、その額が給与法第十四条第一項に規定する俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の六を超えない範囲内の月額に相当しないこととなる職員として人事院が定める職員にあっては、人事院が定める額とする。）、施行日の前日から引き続きその在勤する官署に在勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

（特地方官署とされていた官署に在勤する職員の特地方勤務手当に準ずる手当の月額等に関する経過措置）

第五条 施行日の前日において準特地方官署とされていた官署のうち、平成三十一年三月三十一日までの間、準特地方官署として人事院が指定する官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第三項、第五条第三項並びに第十一条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては附則第二条第八項及び第九項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（異動の日等から起算して五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

2 前項に規定する準特地方官署として人事院が指定する官署に在勤する職員のうち、改正前の規則

則第四条第五項第二号に掲げる準特地方官署であつた官署に在勤する職員には、冬期以外の期間には、特地方勤務手当に準ずる手当を支給しない。（改正後の規則第四条第四項第二号に掲げる官署に該当することとなった官署に在勤する職員の特地方勤務手当に準ずる手当の月額等に関する経過措置）

第六条 施行日の前日において準特地方官署とされていた官署（改正前の規則第四条第五項第二号に掲げる準特地方官署であつた官署を除く。）のうち、施行日に改正後の規則第四条第四項第二号に掲げる準特地方官署に該当することとなった官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第三項、第五条第三項並びに第十一条第一項の規定にかかわらず、平成三十年十月三十一日までの間（その期間内に当該官署が同号に掲げる準特地方官署に該当しないこととなった場合）にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては附則第二条第八項及び第九項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（異動の日等から起算して五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあっては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成三十年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四条第四項及び第五条第四項の規定は、適用しない。

（特地方勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整）

第七条 給与法第十一条の八の規定により広域異動手当（その支給割合が百分の一を超えるものに限る。）を支給される職員に対する附則第二条第七項、第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「給与法第十四条第一項又は第二項」とあるのは「給与法第十四条」と、

「第三項、第五條第三項」とあるのは「第三項、第五條第三項、第六條」と、附則第二條第七項、第五條第一項及び前条第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二」から当該職員の給与法第十一条の八の規定による広域異動手当の支給割合が改正後の規則第六條各号に掲げる支給割合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める割合を減じた割合」とする。

（雑則）
第八條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に關し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（平成二八年九月三〇日人事院規則九一五五―一二六）

この規則は、平成二八年十月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日人事院規則九一五五―一二七）

この規則は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年七月一四日人事院規則九一五五―一二八）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成二九年四月一日から適用する。

附 則（平成二九年八月八日人事院規則九一五五―一二九）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月四日人事院規則九一五五―一三〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年二月一日人事院規則一一七一）抄

この規則は、平成三〇年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日人事院規則九一五五―一三一）

この規則は、平成三〇年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年四月二四日人事院規則九一五五―一三二）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一五五別表の一の表北海道の項の規定中十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係る部分並びに別表の二の表北海道の項の規定中十勝西部森

林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係る部分並びに同表備考中十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係る部分は、平成三〇年四月一日から適用する。

附 則（平成三〇年六月二九日人事院規則九一五五―一三三）

この規則は、平成三〇年七月一日から施行する。

附 則（平成三〇年八月三一日人事院規則九一五五―一三四）

この規則は、平成三〇年九月一日から施行する。ただし、別表の一の表沖繩県の項及び同表備考第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成三〇年十一月三〇日人事院規則九一五五―一三五）

この規則は、平成三〇年十二月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月一日人事院規則九一五五―一三六）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一日人事院規則九一五五―一三七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一〇月一日人事院規則九一五五―一三八）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一五五別表の二の表北海道の項の規定中大雪山国立公園管理事務所に係る部分は、令和二年四月一日から適用する。

附 則（令和三年四月一日人事院規則九一五五―一三九）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月一日人事院規則九一五五―一四〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一〇月一日人事院規則九一五五―一四一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月一八日人事院規則一一七九）抄

（施行期日）
第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（定義）
第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。

（雑則）
第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に關し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（令和四年四月一日人事院規則九一五五―一四二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年七月一日人事院規則九一五五―一四三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日人事院規則九一五五―一四四）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月一日人事院規則九一五五―一四五）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一五五別表の一の表長野県の項及び同表備考第一項の規定は令和四年十月一日から、同表北海道の項及び岐阜県の項並びに同表備考第二項の規定は令和五年四月一日から適用する。

附 則（令和五年六月三〇日人事院規則九一五五―一四六）

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

附 則（令和五年八月一日人事院規則九一五五―一四七）
この規則は、公布の日から施行する。

別表（第一条、第二条關係）
一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	官署	官署	官署
北海道	奥尻郡奥尻町字奥尻 四四四	檜山森林管理署奥尻森 林事務所	三級
北海	中川郡中川町字安川 三一の四	上川北部森林管理署佐 久森林事務所	二級
	中川郡中川町字安川 三一の四	上川北部森林管理署共 和森林事務所	
	札文郡札文町香深村 字ヘウケトンナイ	宗谷森林管理署札文森 林事務所	
	利尻郡利尻富士町鴛 泊字栄町一九五の一	宗谷森林管理署利尻森 林事務所	
	沙流郡平取町振内町 三一の三	日高北部森林管理署振 内森林事務所	
	沙流郡平取町振内町 三一の三	日高北部森林管理署幌 尻森林事務所	
	沙流郡平取町振内町 三一の三	日高北部森林管理署貴 氣別森林事務所	
	目梨郡羅臼町船見町 一三六	根釧東部森林管理署羅 臼森林事務所	
	目梨郡羅臼町船見町 一三二	根室海上保安部羅臼海 上保安署	
	目梨郡羅臼町湯ノ沢 町六の二七	羅臼自然保護官事務所	
釧路市阿寒町阿寒湖 温泉一の一の一	阿寒湖管理官事務所		
石狩市浜益区柏木二 〇四	石狩森林管理署浜益森 林事務所		
島牧郡島牧村字泊八 三の二一	後志森林管理署永豊森 林事務所		
上川郡上川町字層 雲峽	旭川開発建設部旭川河 川事務所大雪ダム管理 支所		
勇払郡占冠村字中央	上川南部森林管理署占 冠森林事務所		
勇払郡占冠村字中央	上川南部森林管理署双 珠別森林事務所		

河東郡上土幌町字ぬかひら源泉郷	十勝西部森林管理署東大雪支署糠平森林事務所	河東郡上土幌町字ぬかひら源泉郷	十勝西部森林管理署東大雪支署三股森林事務所	上川郡新得町字屈足トムラウシ	帯広開発建設部帯広河川事務所十勝ダム管理支所	河西郡中札内村南札内七三五の二	帯広開発建設部帯広河川事務所札内ダム管理支所	川上郡弟子屈町屈斜路	根釧西部森林管理署屈斜路森林事務所	川上郡弟子屈町湯温泉二の二	阿寒摩周国立公園管理事務所	十和田市大字奥瀬十和田湖畔休屋四八六	十和田八幡平国立公園二管理事務所	東津軽郡今別町大字今別字西田二五八の六一三	青森森林管理署今別森林事務所	東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川二五七の一	青森森林管理署三厩森林事務所	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢三一の一	林事務所	西津軽郡深浦町大字正道尻字小磯四九の四	林事務所	下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目三九の四	下北森林管理署佐井森林事務所	五所川原市相内吉野一五の三三一	津軽森林管理署金木支署市浦森林事務所	むつ市脇野沢渡向二の七	下北森林管理署脇野沢森林事務所	下閉伊郡田野畑村菅窪二〇五の四	三陸北部森林管理署田野畑森林事務所	八幡平市荒屋新町四の一八	岩手北部森林管理署八幡平市荒屋新町四の一八	岩手北部森林管理署新町森林事務所	地級一
-----------------	-----------------------	-----------------	-----------------------	----------------	------------------------	-----------------	------------------------	------------	-------------------	---------------	---------------	--------------------	------------------	-----------------------	----------------	--------------------	----------------	---------------------	------	---------------------	------	----------------------	----------------	-----------------	--------------------	-------------	-----------------	-----------------	-------------------	--------------	-----------------------	------------------	-----

	秋田県	山形県	福島県	茨城県
下閉伊郡岩泉町安家三陸北部森林管理署久 字日蔭一四九の二 慈支署安家森林事務所	北秋田市阿仁幸屋渡 米代東部森林管理署上 小阿仁支署比立内森林 事務所	男鹿市北浦北浦字五 輪野一五六の八 米代西部森林管理署男 鹿森林事務所	北秋田市阿仁笑内字 金倉五三の六 米代東部森林管理署上 小阿仁支署笑内森林事 務所	常陸太田市德田町上 茨城森林管理署徳田森 林事務所
仙北市田沢湖玉川字 東北地方整備局玉川ダ ム管理所	北秋田市郡上一〇の小阿仁支署南沢森林事 務所	西村山郡西川町大字山形森林管理署中村森 林事務所	南会津郡檜枝岐村字 下ノ原八六七の一 務所	大沼郡昭和村大字小会津森林管理署昭和森 林事務所
南会津郡檜枝岐村字 口字村上八六七 支署	南会津郡南会津町山 會津森林管理署南会津 事務所	南会津郡南会津町古 会津森林管理署南会津 事務所	南会津郡只見町大字 會津森林管理署南会津 事務所	双葉郡川内村大字下 磐城森林管理署川内森 林事務所
常陸太田市小妻町三 茨城森林管理署折橋森 林事務所	地級一	地級一	地級二	地級一

栃木県						群馬県		東京都		石川県		長野県	
日光市中三依六四四 林事務所	日光市川俣六四六 の一	日光市西川四一六	多野郡上野村大字勝山二一七	利根郡片品村大字鎌田字下半瀬三八八五の一	小笠原村父島字東町一五二	小笠原村父島字東町一五二	小笠原村父島字東町一五二	小笠原村父島字西町	小笠原村父島字清瀬	小笠原村父島字西町	小笠原村母島字静沢	大島町元町字家の上四五の九	大島町元町字家の上四五の九
日光森林管理署三依森林事務所	関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所	関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所湯西川ダム管理支所	群馬森林管理署櫛原森林事務所	片品自然保護官事務所	小笠原諸島森林生態系保全センター	小笠原総合事務所	父島気象観測所	横浜海上保安部小笠原海上保安署	小笠原自然保護官事務所	母島自然保護官事務所	伊豆大島区検察庁	伊豆諸島管理官事務所	白山自然保護官事務所
地級一		地級二		地級一	地級六		地級二		地級四	地級二		地級三	地級二
森林事務所		林事務所		片品自然保護官事務所	小笠原総合事務所		父島気象観測所	横浜海上保安部小笠原海上保安署	小笠原自然保護官事務所	母島自然保護官事務所	伊豆大島区検察庁	伊豆諸島管理官事務所	白山自然保護官事務所
木曽郡王滝村二四七一の一		木曽郡王滝村二四七一の一		田字下半瀬三八八五の一	小笠原村父島字東町一五二	小笠原村父島字東町一五二	小笠原村父島字西町	小笠原村父島字清瀬	小笠原村父島字西町	小笠原村母島字静沢	大島町元町字家の上四五の九	大島町元町字家の上四五の九	白山市白峰ホ二五の一
木曽森林管理署水ヶ瀬		木曽森林管理署南滝越		片品自然保護官事務所	小笠原総合事務所		父島気象観測所	横浜海上保安部小笠原海上保安署	小笠原自然保護官事務所	母島自然保護官事務所	伊豆大島区検察庁	伊豆諸島管理官事務所	白山自然保護官事務所
森林事務所		林事務所		片品自然保護官事務所	小笠原総合事務所		父島気象観測所	横浜海上保安部小笠原海上保安署	小笠原自然保護官事務所	母島自然保護官事務所	伊豆大島区検察庁	伊豆諸島管理官事務所	白山自然保護官事務所
森林事務所		林事務所		片品自然保護官事務所	小笠原総合事務所		父島気象観測所	横浜海上保安部小笠原海上保安署	小笠原自然保護官事務所	母島自然保護官事務所	伊豆大島区検察庁	伊豆諸島管理官事務所	白山自然保護官事務所

松本市安曇三九四二 の四	中信森林管理署大野川 森林事務所	地 級 二
松本市安曇四四六八 南佐久郡川上村大字 御所平一〇二七の一 下伊那郡大鹿村大字 大河原八八三の一 木曽郡上松町正島町 一の四の一 木曽郡上松町正島町 一の四の一 木曽郡木曽町開田高 原末川二七三四の五 松本市奈川二四九二 の二	上高地管理官事務所 東信森林管理署川上森 林事務所 南信森林管理署大鹿森 林事務所 木曽森林管理署 木曽森林管理署駒ヶ岳 森林事務所 木曽森林管理署開田森 林事務所 中信森林管理署奈川森 林事務所	地 級 一
飯田市上村八五八の 一〇 木曽郡大桑村大字野 尻一二二三の一 木曽郡大桑村大字須 原一〇五八の一 木曽郡木曽町日義四 七七四	南信森林管理署上村森 林事務所 木曽森林管理署南木曽 支署阿寺森林事務所 木曽森林管理署南木曽 支署須原森林事務所 中部地方整備局飯田国 道事務所木曽維持出張 所	地 級 二
高山市莊川町新淵字 ぼた下九二	飛騨森林管理署莊川森 林事務所	地 級 一
大野郡白川村大字鳩 谷北長四三三の一 高山市高根町上ヶ洞 字井ノ口三八三	飛騨森林管理署白川森 林事務所 飛騨森林管理署上ヶ洞 森林事務所	地 級 二
浜松市天竜区水窪町 奥領家三二八一の一 五	天竜森林管理署水窪森 林事務所	地 級 一
静岡市葵区梅ヶ島五 四〇五	中部地方整備局静岡河 川事務所梅ヶ島出張所	地 級 二
榛原郡川根本町千頭 字付平九五〇の一 二 榛原郡川根本町千頭 字八幡山九八〇の二 榛原郡川根本町千頭 字八幡山九八〇の二	大井川治山センタ― 静岡森林管理署千頭森 林事務所 静岡森林管理署南千頭 森林事務所	地 級 一

愛知	三重	奈良	和歌山	島根	広島
豊田	松阪	吉野	田辺	鹿足	庄原
市	市	郡	市	郡	市
閑羅瀬	飯高	十津川	本宮	吉賀	高野
町	町	村	町	町	町
東畑	森一	上野	切畑	柿木	新市
中部	中部	奈良	和歌山	島根	広島
地方	地方	森林	森林	森林	森林
整備	整備	管理	管理	管理	管理
局	局	事務所	事務所	事務所	事務所
矢作	蓮	下	宮	森	新
ダ	タム	タム	タム	タム	タム
地	地	地	地	地	地
級	級	級	級	級	級

徳島県	那賀郡那賀町長安字向イ二二の一	四国地方整備局那賀川一	河川事務所事業計画課
香川県	高松市庵治町六〇三	国立療養所大島青松園	
高知県	高岡郡桺原町松原五	四万十森林管理署桺原	
高知県	六九の一	森林事務所	
四万十市	西土佐奥屋	四万十森林管理署黒尊	
内八八九の四	森林事務所		
香美市物部町別府三	高知中部森林管理署別		
七三の四	府森林事務所		
安芸郡馬路村大字魚	安芸森林管理署魚梁		
梁瀬一〇の一七	瀬・西川森林事務所		
安芸郡馬路村大字魚	安芸森林管理署東川森		
梁瀬一〇の一七	林事務所		
高岡郡四万十町昭和	四万十森林管理署十和		
字船戸ノ上り四二七	森林事務所		
の三			
安芸郡馬路村馬路字	安芸森林管理署馬路森		
天王堂三八八の二	林事務所		
吾川郡いの町清水上	嶺北森林管理署吾北森		
分三八四の一	林事務所		
吾川郡いの町長沢三	嶺北森林管理署寺川・		
五の二	長沢森林事務所		
吾川郡仁淀川町高瀬	四国地方整備局大渡ダ		
三八一五	ム管理所		
高岡郡津野町芳生野	四万十森林管理署東津		
字新田甲三八の八	野森林事務所		
高岡郡四万十町大正	四万十森林管理署大		
字橋詰四六三の一	正・下津井森林事務所		
対馬市上対馬町比田	門司税関厳原税関支署		
勝ダラの木九五六	比田勝出張所		
長崎県	対馬市峰町三根二	長崎森林管理署三根森	
の八	林事務所		
対馬市上対馬町比田	対馬海上保安部比田勝		
勝一〇〇〇の二三	海上保安署		
対馬市上県町佐護西	対馬自然保護官事務所		
里二九五六の五			
対馬市厳原町久田五	厳原拘置支所		
八七の二			
地級二			

對馬市厳原町東里三 四一の四二	長崎地方事務局對馬 支局
對馬市厳原町中村六 四三	長崎地方檢察庁嚴原 支部
對馬市厳原町中村六 四三	嚴原区檢察庁
對馬市厳原町東里三 四一の四二	福岡出入國在留管理局 對馬出張所
對馬市厳原町東里三 四一の四二	門司税關嚴原税關支署
對馬市厳原町棧原 三八	嚴原稅務署
對馬市厳原町東里三 四一の四二	福岡檢疫所嚴原・比田 勝出張所
對馬市厳原町東里三 四一の四二	對馬労働基準監督署
對馬市厳原町中村六 四二の二	對馬公共職業安定所
對馬市厳原町日吉二 九三の二	長崎森林管理署嚴原森 林事務所
對馬市厳原町久田六 四五の八	嚴原自動車検査登録事 務所
對馬市厳原町東里三 四一の四二	對馬海上保安部
對馬市郷ノ浦町本村 舩六二四の二	長崎地方事務局壹岐 支局
對馬市郷ノ浦町本村 舩六二〇の四	長崎地方檢察庁壹岐 支部
對馬市郷ノ浦町本村 舩六二〇の四	壹岐区檢察庁
對馬市郷ノ浦町本村 舩六二〇の四	壹岐稅務署
對馬市郷ノ浦町本村 舩六二〇の四	對馬公共職業安定所壹 岐出張所
對馬市郷ノ浦町郷ノ 浦六四八の五	唐津海上保安部壹岐海 上保安署
對馬市栄町一の八	五島拘置支所
對馬市紺屋町一の二	長崎地方事務局五島 支局
對馬市紺屋町一の二	長崎地方檢察庁五島 支部
對馬市紺屋町一の二	五島區檢察庁
對馬市東浜町二の一	長崎税關五島監視署
對馬市三尾野二の四	五島稅務署

下呂市小坂町湯屋	
岐阜森林管理署大洞森	
林事務所	
四	備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（米代東部森林管理署上小阿仁支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所に係るものにあつては同年九月四日、十勝西部森林管理署東大雪支署ニベソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係るものにあつては平成三十年四月一日、えりも自然保護官事務所に係るものにあつては同月二十四日、十勝東部森林管理署宇遠別森林事務所及び十勝東部森林管理署鹿山森林事務所に係るものにあつては同年九月一日、中信森林管理署白馬森林事務所に係るものにあつては令和五年八月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。